

第6章 文化財の保存・活用に関する課題と方針・事業

将来像の実現を目指すために、前章で掲げた4つの基本方針ごとに、現状と課題とそれに対する方針、具体的な事業を示します。

なお、以下に示した事業にあたっては、市費、県費（文化財保存費補助金、観光施設整備費補助金等）、国費（文化庁補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金等）、その他民間の助成金等を活用しながら進めていきます。



1 文化財を調査します

1-1. 文化財調査

【課題】 ・ いずれの地区でも無形文化財、記念物の名勝地、文化的景観、文化財の保存技術の把握調査は未着手です。また、伊久身・大長地区、六合地区、初倉地区、川根地区では、有形文化財の美術工芸品の絵画、彫刻、工芸品の把握調査も未着手です。
 ・ 詳細調査も一部の文化財にとどまります。

【方針】 ・ 無形文化財、記念物の名勝地、文化的景観、文化財の保存技術について市内全域を対象とした把握調査を進めます。また、伊久身・大長地区、六合地区、初倉地区、川根地区において有形文化財の美術工芸品の絵画、彫刻、工芸品の把握調査を進めます。
 ・ 把握済みの文化財のうち、価値付けが必要と判断されるものについては、詳細調査を進めます。

【事業】

実施年度

No.	事業名/内容	新規 継続	財源	事業主体		計画期間（令和/年度）				
				民間	行政	8	9	10	11	13~17
1	文化財把握調査事業 市内全域の無形文化財、記念物の名勝地、文化的景観、文化財の保存技術の把握調査を進めます。また、伊久身・大長地区、六合地区、初倉地区、川根地区における有形文化財の美術工芸品の絵画、彫刻、工芸品の把握調査を進めます。特に調査が進んでいない川根地区の把握調査を優先して進めます。	新規	市費	市民 団体 専門家	博物館課 市民協働課					
2	文化財詳細調査計画策定事業 把握済みの文化財のうち、島田市の歴史文化にとって価値付けが必要とされるものについて、詳細調査の計画を検討します。	継続	市費	市民 団体 専門家	博物館課					



2 文化財を守ります

2-1. 指定等による保存の推進

【課題】 ・ 詳細調査等を通じ、本市の歴史文化の理解に不可欠であることが明らかとなつた文化財は指定等により確実な保存を図る必要があります。

【方針】 ・ 島田市文化財保護審議会の審議により、重要な文化財は市の文化財に指定します。

【事業】

No.	事業名/内容	新規 継続	財源	事業主体		計画期間（令和/年度）					
				民間	行政	8	9	10	11	12	13~17
3	文化財の指定等 詳細調査の成果を踏まえ、文化財指定について審議します。	継続	市費	市民 専門家	博物館課						

2-2. 文化財の管理・修理

【課題】 ・ 自然災害や経年劣化等により文化財が損傷することがあります。文化財の中には、現況が把握しきれずに、適切な修理にいたっていないものもあります。
・ 文化財を確実に保存するためには資金や施設の充実が不可欠です。

【方針】 ・ 被害を最小限に抑えるために、文化財の現状を定期的に確認し、損傷の早期把握に努めます。
・ 損傷が認められる文化財について、計画的な修理を進めるため、所有者を支援します。
・ 文化財を確実に保存するため、指定文化財修理にかかる経費の一部補助など具体的な対策を盛り込んで対応します。
・ 文化財を確実に保存するための関連施設を整備します。

【事業】

No.	事業名/内容	新規 継続	財源	事業主体		計画期間（令和/年度）					
				民間	行政	8	9	10	11	12	13~17
4	文化財パトロールの実施 文化財の現況を定期的に把握します。	継続	市費	市民 専門家	博物館課						
5	修理・整備に向けた所有者支援 文化財修理が円滑にできるよう文化財所有者に助言します。	継続	市費	市民 団体 専門家	博物館課						

第6章 文化財の保存・活用に関する課題と方針・事業

No.	事業名/内容	新規 継続	財源	事業主体		計画期間（令和/年度）					
				民間	行政	8	9	10	11	12	13~17
6	指定文化財修理経費に対する補助金の交付 民間の文化財所有者が行う指定文化財の修理事業に対し、必要に応じて費用の一部を補助します。	継続	国費 県費 市費 民間	市民 団体 専門家	博物館課						
7	埋蔵文化財センターの整備 埋蔵文化財センターを整備して考古資料を適切に保存します。	新規	国費 県費 市費	専門家	博物館課						

2-3. 情報のデジタル化

【課題】 ・文化財の保存に必要となる情報の集約的管理が指定文化財の一部にとどまっています。

【方針】 ・未把握文化財を含め、文化財情報管理をデジタル化して、一元的に管理します。

【事業】

No.	事業名/内容	新規 継続	財源	事業主体		計画期間（令和/年度）					
				民間	行政	8	9	10	11	12	13~17
8	文化財情報デジタル化事業 文化財に関する情報・資料（文字・図版・写真・映像・音声等）のデジタル化を進めます。	新規	市費	—	博物館課 DX推進課						

2-4. 市民協働

【課題】 ・市民の力が十分に文化財の保存に活かされていないため、保存が困難になっている文化財があります。

【方針】 ・文化財の保存活動に所有者や地域住民、行政等が協働して取り組む機会を増やします。

【事業】

No.	事業名/内容	新規 継続	財源	事業主体		計画期間（令和/年度）					
				民間	行政	8	9	10	11	12	13~17
9	市民協働推進事業（保存） 地域住民も参加して、文化財に親しみを感じる機会となる保存活動を行います。文化財の活用としての市民協働事業と合わせて行います。	継続	市費	市民 団体 専門家	博物館課 市民協働課						

2-5. 史跡整備

- 【課題】** ・諏訪原城跡と島田宿大井川川越遺跡は保存管理計画の作成から10年が経過しており、今後の保存・活用を図っていくためには、この間に変化した社会情勢や周辺環境を踏まえたうえで整備に取り組む必要があります。
- 【方針】** ・現在実施中の整備については、継続して実施するとともに、今日的観点に立った保存活用計画を作成して、遺跡のさらなる保存と活用を目指します。

【事業】

No.	事業名/内容	新規 継続	財源	事業主体		計画期間（令和/年度）					
				民間	行政	8	9	10	11	12	13~17
10	諏訪原城跡保存活用整備事業 引き続き整備を行うとともに、令和12年度以降、保存活用計画を作成します。作成後は整備計画を改定し、計画に基づいた整備と保存・活用を行います。	継続	国費 県費 市費	市民 団体 専門家	博物館課						
11	島田宿大井川川越遺跡保存活用整備事業 引き続き整備を行うとともに、令和14年度以降、保存活用計画を作成します。作成後は整備計画を改定し、計画に基づいた整備と保存・活用を行います。	継続	国費 県費 市費	市民 団体 専門家	博物館課						

2-6. その他の文化財整備

- 【課題】** ・智満寺や上志戸呂古窯、愛宕塚古墳など修理・整備や保存・活用を促進するため、修理や整備を進める必要があります。
- 【方針】** ・それぞれの文化財の状況を踏まえながら、優先順位を決めて保存活用計画を作成し、保存・活用に向けた修理・整備を目指します。

【事業】

No.	事業名/内容	新規 継続	財源	事業主体		計画期間（令和/年度）					
				民間	行政	8	9	10	11	12	13~17
12	智満寺本堂保存活用整備事業 智満寺本堂の文化財保存活用計画を作成します。	新規	国費 県費 市費 民間	市民 団体 専門家	博物館課						

2-7. 2-8. 文化財の防災・防犯は第8章（85ページ）に掲載。



3 文化財を活用します

3-1. 文化財の周知

【課題】 ・文化財や歴史文化に対し、興味・関心を持つ市民の裾野を広げるためには、文化財情報のさらなる発信が必要です。

【方針】 ・文化財の効果的な情報発信を積極的に行ない、市民の認知度を高めます。

【事業】

No.	事業名/内容	新規 継続	財源	事業主体		計画期間（令和/年度）					
				民間	行政	8	9	10	11	12	13~17
18	文化財情報発信事業 パンフレットやホームページ、SNSなど様々なツールを使った効果的な情報発信により、個々の文化財の価値や意義、魅力を伝えます。	継続	市費	市民 団体 専門家	博物館課 広報プロモーション課						

3-2. 文化財に触れる機会の提供

【課題】 ・市民の歴史文化への理解を深めるためには、文化財に触れる機会の充実が必要です。

【方針】 ・博物館での展示公開をはじめ文化財に触れる機会を充実し、歴史文化への関心を高めます。
・これまでの文化財講演会や体験プログラムを見直し、事業の充実を図ることで市民が文化財に親しむ機会を増やします。
・学校教育や地域学習で文化財に触れる機会を増やします。
・市民の関心が高い諏訪原城跡や川越し街道（島田宿大井川川越遺跡とその周辺）の活用を促進し、文化財に触れる機会を増やします。

【事業】

No.	事業名/内容	新規 継続	財源	事業主体		計画期間（令和/年度）					
				民間	行政	8	9	10	11	12	13~17
19	文化財展示公開事業 展示公開のあり方を検討し、文化財展示を充実します。	継続	市費	市民 団体 専門家	博物館課 社会教育課						
20	文化財講演会・体験学習事業 より分かりやすく、楽しみながら理解できる講演会や体験プログラムを提供します。	継続	市費	市民 団体 専門家	博物館課 社会教育課 市民協働課						

No.	事業名/内容	新規 継続	財源	事業主体		計画期間（令和/年度）					
				民間	行政	8	9	10	11	12	13~17
21	学校現場のニーズに応じた歴史文化教育の実践と研修 出前授業の現状を確認し、学校現場が求める歴史文化教育のプログラムを作成します。子供たちに身近に接する教職員の理解を促すための研修会を行います。	継続	市費	団体	博物館課 学校教育課						
22	地域学習における文化財活用の促進 公民館の地域学習や企業研修等で、地域の文化財を知ってもらうとともに、活用方法を理解してもらえるよう周知を図ります。	継続	市費	市民 団体 専門家	博物館課 社会教育課 商工課						
23	諏訪原城プロモーション事業 認知度の向上とともに、諏訪原城跡の価値や魅力を知ってもらうための講演会やシンポジウム、体験イベント、イベント出展を行います。	継続	市費	市民 団体	博物館課						
24	川越し街道賑わい創出事業 認知度の向上とともに、川越し街道の価値や魅力を知ってもらうため、和装体験や和菓子イベントの支援、復元家屋の貸出を行います。	継続	市費	市民 団体	博物館課						

3-3. 活用基盤の整備

- 【課題】**
- ・市民の多様化する文化的な活動の中で文化財が十分に活かしきれていません。
 - ・文化財を保存・活用する市民の取組みが十分ではありません。
 - ・文化財を観光などに活用する取組みが十分ではありません。

- 【方針】**
- ・文化活動に関わる市民団体や民間事業者に対し、活動における文化財の活用を促します。
 - ・市民と行政が協働で文化財の活用に取り組む機会を増やします。
 - ・文化財の調査・保存・活用の様々な場面でサポートする市民ボランティアを育成します。あわせて、文化財見学者の理解を促すため、観光ガイドの育成を行います。

【事業】

No.	事業名/内容	新規 継続	財源	事業主体		計画期間（令和/年度）					
				民間	行政	8	9	10	11	12	13~17
25	文化芸術活動への文化財活用 島田市文化協会やフィルムサポートと協働で、様々な文化活動への文化財活用を促します。	新規	民間	市民 団体 専門家	博物館課 文化振興課 観光課						
26	市民協働推進事業（活用） 諏訪原城応援隊をはじめ、文化財の活用を市民と行政が協働で行い、活用の機会を増やします。	継続	市費	市民 団体	博物館課 市民協働課						
27	観光ガイド養成事業 文化財を活用する観光ガイドの養成を関係機関が連携して行います。	新規	市費	団体 専門家	博物館課 観光課						
28	市民ボランティア養成事業 既存の博物館ボランティアの活動に文化財の保存・活用の活動を加えて拡充し、活動に関わる人材を増やします。	新規	市費	市民 団体	博物館課						



4 文化財を未来に繋ぎます

4-1. 文化財の継承環境づくり

- 【課題】**
- ・担い手不足などの課題が共有されず、継承が困難な文化財があります。
 - ・文化財を取り扱う専門職員の知識や技術のスキルアップを図る必要があります。

- 【方針】**
- ・文化財継承の課題を共有し、地域で守る意識付けと担い手づくりに向けた取り組みを行います。
 - ・文化財を適切に取り扱える専門職員を育成します。

【事業】

No.	事業名/内容	新規 継続	財源	事業主体		計画期間（令和/年度）					
				民間	行政	8	9	10	11	12	13~17
29	地域との連携による継承活動 市民協働推進事業、地域との連携による文化財活用の促進と合わせて、地域で文化財を守る意識付けと継承の環境づくりを行います。	新規	市費	市民	博物館課						
30	文化財所有者等継承支援 文化財所有者や地域住民と話し合って課題解決を図り、継承支援を行います。	継続	市費	市民 団体 専門家	博物館課						
31	専門的な知識・技術の習得 専門職員を計画的に採用します。また、専門的な知識や技術については、国や県等が行う文化財の研修への参加など、機会を捉えて職員のスキルアップを図ります	継続	市費	専門家	博物館課						